

ストックヤード運営事業者のみなさまへ

建設発生土の適切な利用・処分のための

ストックヤード 運営事業者登録制度

令和6年6月より
最終搬出先までの
確認義務が施行
されています！

登録されると、建設発生土の搬出先として元請業者や発注者から
選ばれやすくなることが期待されます！

建設発生土の
適切な利用・処分を
お願いします。

元請業者

建設発生土を
適切に利用・処分
します。

登録
ストックヤード
事業者

ストックヤード運営事業者制度について

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害等を受け、盛土規制法が施行*されるとともに、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、資源有効利用促進法の省令改正により、建設発生土の搬出先の事前確認や搬出後の受領書の確認など建設発生土の搬出先計画制度の強化が行われています。

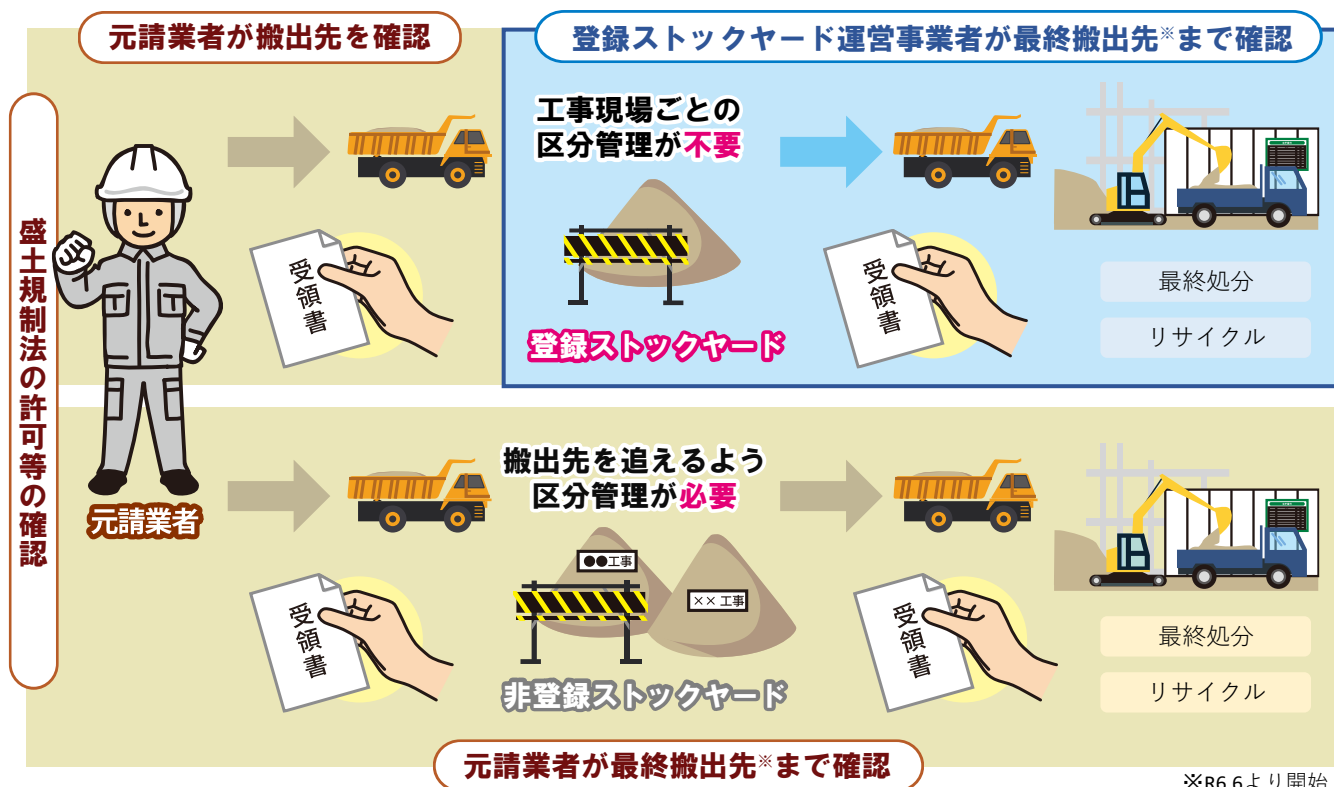
令和6年6月からは、建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されることがないように最終搬出先まで確認することが元請業者に義務付けられています。

一方、**登録ストックヤードに搬出した場合は**、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



登録のメリット

登録ストックヤードへ搬出することにより、元請業者の負担が軽減することから、**より一層選ばれやすくなる**ことが期待されます。



登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。



発注者が指定する搬出先として登録ストックヤードが活用されることが期待されます。



登録ストックヤード運営事業者

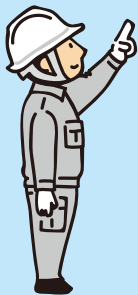
登録後、コンプライアンスを重視する建設会社からの問い合わせが増え、当社の信頼性が向上したと感じています。登録ストックヤードは、**建設発生土の最終搬出先を適正に管理する役割を担うため、元請業者にとっても安心して利用できる選択肢**となります。また、建設現場ごとの区分管理が不要となることで、建設発生土の搬入・搬出の効率化にもつながり、よりスムーズな土の流通が実現しています。

登録制度への申請と登録後の業務について

登録の準備

- 地方整備局等に申請してください
- 様式はHPより入手してください
- 登録料は無料です

【国土交通省HP】



申請

- 再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を**一時的に堆積する場所**を管理する者であれば申請可能です。（営利・非営利を問わず）（例）ストックヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 登録後は、外部から持ち込まれた土砂を**適切に利用・処分**していただくために、下記の業務を行うことになります。

登録完了

- 登録票を掲示してください
- 有効期間は5年間です
- 登録事業者は国土交通省のHPで公表されます。

【ストックヤード登録票】

ストックヤード登録票	
申請者名	〇〇市建設局
所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
代表者名	〇〇市建設局長 〇〇〇
申請理由	〇〇市建設局管内の〇〇地区において、土砂の搬入・搬出を行うため、登録申請を行う。
登録期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
備考	

登録事業者としての業務がスタート！

登録 ストックヤード 運営事業者

搬入

搬出

土砂を搬入する際に行うこと

- 受領書の交付
- その写しの保存（5年間）

- 搬入・搬出管理及び記録を行い、年1回国に報告

報告

土砂を搬出する際に行うこと

【搬出前】

- 搬出先の適正性を確認し、書面を作成
- 土砂の運搬を行う者に確認結果を通知し、運搬費等を代金に適切に反映

【搬出後】

- 受領書の交付を受け、搬出先を確認
- 作成した書面や受領書の保存（5年間）
- 過積載が横行し不法投棄等を招かないよう、法令遵守の指導の徹底

- 登録事業者が実施する業務の確認用として実施業務の手引きを作成しておりますので、ご確認ください。

【国土交通省HP】



受領書（記載例）



令和〇〇年〇〇月〇〇日

（搬出元）
●●●●●建設工事
責任者 ●●●●● 殿

（受領先）
●●●●●建設工事
責任者 ●●●●●

土砂受領書

受領先の名称及び所在地：●●●●●建設工事
●●●●●市●●●●●町●●●●●番地●●●●●地内

受領した管理者の商号：●●●●●建設（株）

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事
●●●●●市●●●●●町●●●●●番地●●●●●地内

土砂の搬出量：盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³（地山量）
一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³（地山量）

搬入が完了した日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

搬出先からさらに他の搬出先の搬出された場合（以下、①～③の場合を除く）は最終搬出先を確認し、書面を作成

【最終搬出先までの確認が不要となる搬出先】

- ①国又は地方公共団体が管理する場所
- ②他の建設現場で利用する場合
- ③登録ストックヤード

※土砂処分場は、再搬出されることが無いことが明確であれば、最終搬出先として書面に記載することで以後の確認は不要

申請先・お問い合わせ先 主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局等へお願いします。

主たる事務所の所在地	受付機関	問合せ先
北海道	北海道開発局 事業振興部建設産業課	011-709-2311(代) hkd-ky-stockyard@ki.mlit.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 建政部建設産業課	022-225-2171(代) thr-82stockyard@ki.mlit.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局 建政部建設産業第一課	048-601-3151(代) ktr-syard-touroku@mlit.go.jp
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課	025-370-6571 kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部地方整備局 建政部建設産業課	052-953-8572 cbr-kensanka@mlit.go.jp
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方整備局 建政部建設産業第一課	06-6942-1141(代) kkr-stockyardtouroku@mlit.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局 建政部建設産業課	082-221-9231(代) stockyard@cgr.mlit.go.jp
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局 建政部計画・建設産業課	087-851-8061(代) skr-88stockyard@ki.mlit.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局 建政部建設産業課	092-471-6331(代) qsr-stockyard@ki.mlit.go.jp
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代) (書面受付のみ)

申請様式・関連資料

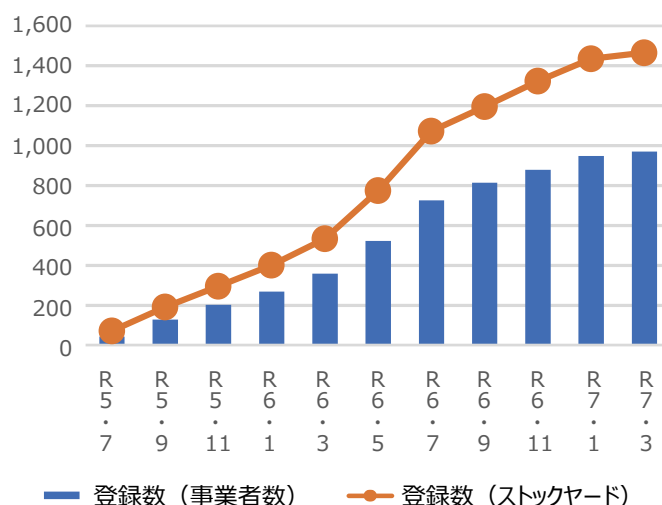
「ストックヤード運営事業者登録制度」

- ・制度の詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。
- ・申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html



登録数の推移



約1,000者のストックヤード運営事業者が登録されています。
登録手続きには1ヶ月程度要しますので、早めの申請をお願いします！

